

補助金等取扱基準

補助金等の名称	グライダー講習会補助金
補助事業等の目 標	霧ヶ峰で開催されるグライダー講習会に要する費用を補助することにより、グライダーを安全に操縦することができる者を育成し、日本におけるグライダーの発展のために大きな役割を果たしてきた霧ヶ峰において、グライダーの一層の普及及び振興を図る。
補助事業等の対 象 者	諏訪市グライダー協会
補助対象経費	グライダー講習会に必要な機材費、消耗品費、備品費等
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内で市長が必要と認める額</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評 価	諏訪市グライダー協会から提出される実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	昭和42年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p> <p>グライダーの一層の普及及び振興を図るためには、継続してグライダー操縦者の育成を行う必要があるため</p>
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 教育委員会 スポーツ課 スポーツ振興係

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）